

医 療 薬 務 課

事業概要

第1節 保健医療計画

高齢社会の進展に伴う医療需要の増大と多様化に対応し地域で体系的な保健医療体制を整備するため、昭和60年12月の医療法の一部改正により都道府県に医療計画の策定が義務付けられた。本県では医療法に基づく医療計画として平成元年4月に「青森県保健医療計画」を策定し、以後、数次の見直しを行いながら医療体制の整備を図ってきた。

しかし、急速な少子高齢社会の到来や生活習慣病の増加、深刻な医師不足など、我が国の保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、安全で質の高い医療の確保が強く求められるようになったことから、国では平成18年6月に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」を公布し、医療法等関係法令の改正を行った。

改正医療法では、医療圏や基準病床数の設定という従来の量的な体制整備に加え、「医療機能の分化・連携」と「患者の視点に立った分かりやすい計画であること」を重視した医療計画へと大きく転換されている。特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4つの生活習慣病と、救急医療、災害医療、周産期医療、へき地医療、小児医療（小児救急を含む）の5分野（以下「4疾病5事業」という。）については、それぞれ具体的な医療連携体制を構築し、医療機能の分化と連携を推進することが必要とされた。また、改正医療法では疾病分野毎の柔軟な医療連携の構築が可能となり、二次医療圏毎の計画策定が必須ではなくなった。

こうしたことから、平成20年7月に「青森県保健医療計画」を見直すとともに、平成3年12月以降策定していた二次医療圏毎の計画を廃止し、県計画の中で地域における疾病分野毎の医療体制の確保を図ることとした。

その後、高齢社会の進展に伴う疾病構造の変化や介護ニーズの増大、医療技術の高度化、県民の保健医療に求める内容の多様化など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした状況を踏まえ、平成25年4月にこれまでの「青森県保健医療計画」を見直した。これまでの計画で定めていた4疾病5事業に加え、精神疾患及び在宅医療についても医療連携体制を定めたほか、それぞれの疾病・事業において、公的統計等を用いた指標等に基づき、課題を抽出し、この課題解決のための数値目標を定め、目標達成のために必要な施策を掲載した。また、保健・医療・福祉包括ケアシステムについても、引き続き積極的に推進し、保健医療体制の確保・充実を図ることとした。

基準病床数の見直しについても、「青森県保健医療計画」の見直しと併せて行い、平成25年4月から施行されている。

第2節 医療機関の設置状況等

1 病院及び診療所の状況

平成24年10月1日現在における県内の医療施設数は、次のとおりである。

第1表 病院、診療所の施設数 (各年10月1日現在)

| 年 | 区分 | 病 院 | 一般診療所 | 歯科診療所 | 合 計 |
|------------|---------|-------|---------|--------|---------|
| | | | | | |
| 20 | 105 | 938 | 570 | 1,613 | |
| 21 | 104 | 936 | 570 | 1,610 | |
| 22 | 104 | 932 | 572 | 1,608 | |
| 23 | 102 | 903 | 560 | 1,565 | |
| 24 | 102 | 893 | 563 | 1,558 | |
| 全国(24) | | 8,565 | 100,152 | 68,474 | 177,191 |
| 人口 10万対 | 全 国(24) | 6.7 | 78.5 | 53.7 | 139.0 |
| | 青森県(24) | 7.6 | 66.1 | 41.7 | 115.4 |

資料 「医療施設調査」(厚生労働省)

2 病床状況

平成24年10月1日現在における県内の医療施設の病床数等は、第2表及び第3表のとおりである。

第2表 病院、診療所の病床数 (各年10月1日現在)

| 年 | 区分 | 病 院 の 病 床 数 | | | | | 一般 診療所の 病床数 | |
|------------------------|-----|-------------|-------------|---------|---------|-------|-------------------|---------|
| | | 総 数 | 病 床 種 別 内 訳 | | | | | |
| | | | 療養病床 | 一般病床 | 精神病床 | 結核病床 | | 感染症病床 |
| 平成19 | | 18,998 | 2,951 | 11,283 | 4,632 | 112 | 20 | 4,375 |
| 20 | | 18,879 | 2,841 | 11,287 | 4,619 | 112 | 20 | 3,981 |
| 21 | | 18,654 | 2,829 | 11,108 | 4,585 | 112 | 20 | 3,843 |
| 22 | | 18,494 | 2,868 | 10,953 | 4,577 | 76 | 20 | 3,744 |
| 23 | | 18,300 | 2,856 | 10,743 | 4,615 | 66 | 20 | 3,602 |
| 24 | | 18,058 | 2,799 | 10,610 | 4,563 | 66 | 20 | 3,445 |
| 全国(24) | | 1,578,254 | 328,888 | 898,166 | 342,194 | 7,208 | 1,798 | 125,599 |
| 人口 10万 対 (24) | 全 国 | 1,237.7 | 257.9 | 704.4 | 268.4 | 5.7 | 1.4 | 98.5 |
| | 青森県 | 1,337.6 | 207.3 | 785.9 | 338.0 | 4.9 | 1.5 | 255.2 |

資料 「医療施設調査」(厚生労働省)

第3表 病院の病床利用率

(単位：%)

| 年 | 区分 | 総数 | 内 訳 | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|------|-------|
| | | | 療養病床 | 一般病床 | 精神病床 | 結核病床 | 感染症病床 |
| 平成 | 19 | 79.4 | 89.3 | 75.0 | 85.7 | 22.9 | 0.0 |
| | 20 | 79.5 | 90.1 | 74.8 | 86.1 | 25.3 | 0.0 |
| | 21 | 79.5 | 91.4 | 74.0 | 87.3 | 21.4 | 0.0 |
| | 22 | 79.9 | 91.8 | 74.4 | 87.4 | 25.0 | - |
| | 23 | 79.2 | 91.3 | 73.5 | 86.2 | 30.0 | - |
| | 24 | 78.8 | 90.7 | 73.0 | 85.7 | 29.9 | - |
| 全 国 | (24) | 81.5 | 90.6 | 76.0 | 88.7 | 34.7 | 2.4 |

資料「病院報告」(厚生労働省)

※「-」は病床があるが、計上する数値がない場合

第3節 医師等の従事状況

本県における医療施設に従事する医師及び歯科医師の数は、平成24年末現在で医師が2,491人、歯科医師が756人となっている。

人口10万人当たりで全国平均と比較すると、医師、歯科医師とも低い充足状況にある。

1 医師、歯科医師数の推移

医療施設に従事する医師数は、平成2年には2,174人であったが、平成24年には2,491人へと、317人、14.6%増加している。

歯科医師数は、平成2年には604人であったが、平成24年には756人へと、152人、25.2%増加している。(第4表参照)

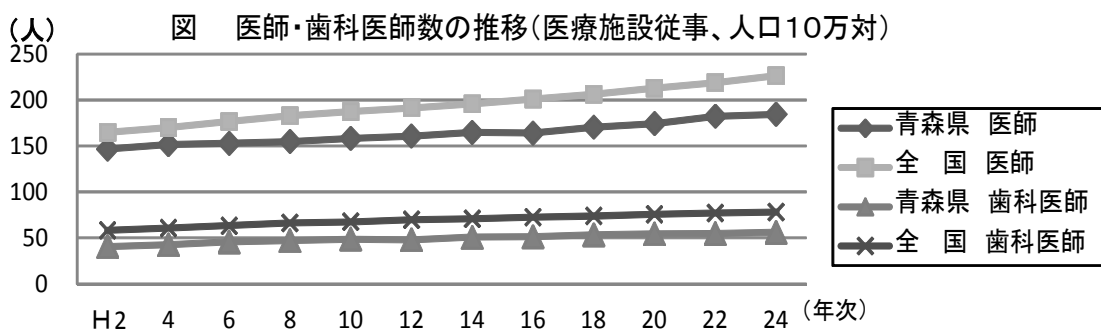
第4表 医師・歯科医師数(医療施設従事、人口10万対)、年次別(各年12月末現在)

| 年次 (平成) | 医 師 | | | | 歯 科 医 師 | | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 青 森 県 | | 全 国 | | 青 森 県 | | 全 国 | |
| | 医療施設 に従事 | 人 口 10万対 | 医療施設 に従事 | 人 口 10万対 | 医療施設 に従事 | 人 口 10万対 | 医療施設 に従事 | 人 口 10万対 |
| 2 | 2,174 | 146.6 | 203,797 | 164.9 | 604 | 40.7 | 72,087 | 58.3 |
| 4 | 2,230 | 151.5 | 211,498 | 169.9 | 627 | 42.6 | 75,628 | 60.8 |
| 6 | 2,249 | 152.9 | 220,853 | 176.6 | 671 | 45.6 | 79,091 | 63.3 |
| 8 | 2,298 | 155.0 | 230,297 | 183.0 | 697 | 47.0 | 83,403 | 66.3 |
| 10 | 2,340 | 158.3 | 236,933 | 187.3 | 721 | 48.8 | 85,669 | 67.7 |
| 12 | 2,374 | 160.9 | 243,201 | 191.6 | 709 | 48.0 | 88,410 | 69.7 |
| 14 | 2,421 | 164.8 | 249,574 | 195.8 | 745 | 50.7 | 90,499 | 71.0 |
| 16 | 2,381 | 164.0 | 256,668 | 201.0 | 744 | 51.2 | 92,696 | 72.6 |
| 18 | 2,426 | 170.5 | 263,540 | 206.3 | 758 | 53.3 | 94,593 | 74.0 |
| 20 | 2,428 | 174.4 | 271,897 | 212.9 | 759 | 54.5 | 96,674 | 75.7 |
| 22 | 2,505 | 182.4 | 280,431 | 219.0 | 754 | 54.9 | 98,723 | 77.1 |
| 24 | 2,491 | 184.5 | 288,850 | 226.5 | 756 | 56.0 | 99,659 | 78.2 |

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

※従業地別による確定数

これを人口10万人当たりで全国平均と比較すると、医師については、平成6年以降、較差が拡大している。歯科医師についても、年次により多少の増減はあるものの、少しずつ較差が拡大している。(下記図参照)



2 医師、歯科医師の地域分布

平成24年における医師の地域分布については、津軽地域が人口10万人当たりで305.0人で最も多く、青森地域の210.1人、八戸地域の171.6人がこれに次いでいる。西北五地域の110.4人、上十三地域の122.1人、下北地域の138.3人は、いずれも県平均の195.5人を大きく下回っている。

歯科医師については、津軽地域の69.3人が最も多く、青森地域の59.6人がこれに次いでいる。(第5表参照)

第5表 医師・歯科医師数(総数、人口10万対)

| 区分 | | 年 | 平成20年 | | 平成22年 | | 平成24年 | |
|------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--|
| | | 総数 | 人口10万対 | 総数 | 人口10万対 | 総数 | 人口10万対 | |
| 医師 | 総数 | 2,563 | 184.1 | 2,636 | 191.9 | 2,639 | 195.5 | |
| | 津軽地域 | 888 | 287.5 | 925 | 302.9 | 915 | 305.0 | |
| | 八戸地域 | 563 | 165.6 | 583 | 173.8 | 568 | 171.6 | |
| | 青森地域 | 625 | 188.8 | 637 | 195.7 | 673 | 210.1 | |
| | 西北五地域 | 149 | 100.5 | 157 | 109.2 | 154 | 110.4 | |
| | 上十三地域 | 225 | 120.7 | 221 | 120.3 | 221 | 122.1 | |
| | 下北地域 | 113 | 140.7 | 113 | 142.1 | 108 | 138.3 | |
| 歯科医師 | 総数 | 789 | 56.7 | 781 | 56.9 | 787 | 58.3 | |
| | 津軽地域 | 206 | 66.7 | 206 | 67.5 | 208 | 69.3 | |
| | 八戸地域 | 185 | 54.4 | 189 | 56.3 | 193 | 58.3 | |
| | 青森地域 | 203 | 61.3 | 194 | 59.6 | 191 | 59.6 | |
| | 西北五地域 | 65 | 43.8 | 64 | 44.5 | 60 | 43.0 | |
| | 上十三地域 | 94 | 50.4 | 94 | 51.2 | 101 | 55.8 | |
| | 下北地域 | 36 | 44.8 | 34 | 42.7 | 34 | 43.5 | |

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

※医療施設に従事する医師・歯科医師数に係る地域毎の統計データが存在しないため、総数のデータとしている。

第4節 医療施設等指導監督

1 病院医療監視

医療法に基づく病院医療監視の状況は次のとおりである。

第6表 医療監視の状況

| 区 分 | 対象病院数 | 実施件数 | 監視率(%) |
|--------|-------|------|--------|
| 平成20年度 | 105 | 105 | 100.0 |
| 21 | 104 | 104 | 100.0 |
| 22 | 104 | 108 | 103.8 |
| 23 | 102 | 103 | 100.9 |
| 24 | 102 | 102 | 100.0 |
| 25 | 101 | 101 | 100.0 |

2 病院開設許可等

医療法に基づく病院の開設許可等の状況は次のとおりである。

第7表 病院開設許可等

| 区 分 | 開設許可 | 使用許可 |
|--------|------|------|
| 平成20年度 | 0 | 43 |
| 21 | 1 | 42 |
| 22 | 1 | 55 |
| 23 | 6 | 50 |
| 24 | 3 | 49 |
| 25 | 0 | 52 |

3 医療法人

医療法人の設立状況は次のとおりである。

第8表 医療法人 (平成25年度末)

| 圏 域 名 | 医 療 法 人 数 | | |
|-----------|-----------|------|--------|
| | 社 団 | 財 団 | 計 |
| 青 森 地 域 | 59(1) | 2 | 61(1) |
| 津 軽 地 域 | 80 | | 80 |
| 八 戸 地 域 | 111(3) | 2 | 113(3) |
| 西 北 五 地 域 | 22 | | 22 |
| 上 十 三 地 域 | 52 | | 52 |
| 下 北 地 域 | 10 | | 10 |
| 計 | 334(4) | 4(0) | 338(4) |

※厚生労働省所管の医療法人数を()に再掲

第5節 救急医療対策

救急医療を確保するため、平成19年5月から青森県救急・災害医療対策協議会を設置し、今後の救急医療体制の在り方等について検討している。

1 救急医療体制の現況

(1) 救急認定医療関係

「救急病院等を定める省令」に基づき救急病院及び救急診療所を認定しているが、平成26年4月1日現在、51施設(病院48、診療所3)となっている。

第9表 救急認定医療機関 (平成26年4月1日現在)

| 開設者 区分 | 独立行政 法人等 | 県立 | 市町村・一 部事務組合 | 日赤 | 私立 | 計 |
|-----------|-------------|----|----------------|----|----|----|
| 病院 | 4 | 1 | 23 | 1 | 19 | 48 |
| 診療所 | | | | | 3 | 3 |

(2) 休日夜間急患センター

休日又は夜間における初期救急患者の診療を確保するために、休日夜間急患センターが次のとおり設置されている。

第10表 休日夜間急患センター (平成26年4月1日現在)

| 名称 | 開設者 | 開設年月日 | 診療科 | 診療時間 |
|------------------|-----|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 青森市 急病センター | 青森市 | 昭和53年9月11日 | 内科 外科 小児科 | 休日 12時～18時 毎夜間 19時～23時 |
| 弘前市急患診療所 | 弘前市 | 昭和51年12月24日 (昭和61年12月7日 移転) | 内科 小児科 | 休日 10時～16時 毎夜間 19時分～ 22時30分 |
| 八戸市休日 夜間急病診療所 | 八戸市 | 昭和60年11月1日 | 内科 小児科 外科 | 休日 12時～18時 毎夜間 19時～23時 |

(3) 在宅当番医制

休日夜間急患センターと同じく休日又は夜間における初期の救急患者の診療を確保するため、地区医師会の協力を得て在宅当番医制が次のとおり実施されている。

第11表 在宅当番医制

(平成26年4月1日現在)

| 実施場所 | 実施主体 | 実施年月 | 診療科 | 診療時間 |
|-------|---------|--------------------------------|---|----------------------------------|
| 青森市 | 青森市医師会 | 昭和53年1月 | 内科 外科 小児科 | 休日 9時～13時 毎夜間 18時～23時 |
| 弘前市 | 弘前市医師会 | 昭和51年12月 | 内科 外科 眼科 耳鼻咽喉科 | 休日 10時～16時 毎夜間 19時～ 22時30分 |
| 八戸市 | 八戸市医師会 | 昭和35年7月 | 内科 外科 整形外科 | 休日 9時～18時 毎夜間 19時～23時 |
| 黒石市 | 南黒医師会 | 昭和53年4月 | 内科 外科 小児科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 整形外科 | 休日 9時～15時 |
| 五所川原市 | 西北五医師会 | 昭和52年10月 (平成16年4～9月 を除く) | 内科 外科 整形外科 胃腸科 小児科 産婦人科 | 休日 9時～17時 |
| 十和田市 | 上十三医師会 | 昭和52年10月 | 内科 外科 小児科 整形外科 産婦人科 | 休日 9時～17時 |
| 三沢市 | | 昭和55年1月 | 内科 外科 産婦人科 小児科 耳鼻科 泌尿器科 | |
| むつ市 | むつ下北医師会 | 昭和55年12月 | 内科 外科 小児科 産婦人科 眼科 脳神経外科 整形外科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 | 休日 19時～22時 |

(4) 病院群輪番制病院

初期救急医療体制である休日夜間急患センター及び在宅当番医制の後方体制として、入院又は手術を必要とする比較的重症な患者の診療を確保するため第二次救急医療体制としての病院群輪番制方式が、次のとおり実施されている。

第12表 病院群輪番制

【救急病院】計20病院

(平成26年4月1日現在)

| 地域名 | 実施年月日 | 参加病院 | 診療科 | 診療日及び診療時間 |
|-------|----------------|--|------------|---|
| 青森地域 | 昭和55年 6月1日 | 青森県立中央病院 | 内科系 外科系 | 毎夜間 16時45分～ 翌朝8時30分 休日 8時～翌朝8時 |
| | | 青森市民病院 | | |
| | | 医療法人 近藤病院 | | |
| | | 青森保健生活協同組合あおもり協立病院 | | |
| 津軽地域 | 昭和54年 2月19日 | 独立行政法人国立病院機構 弘前病院 | 内科系 外科系 | 毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時 |
| | | 弘前市立病院 | | |
| | | 津軽保健生活協同組合 健生病院 | | |
| | | 医療法人弘愛会 弘愛会病院 | | |
| | | 弘前小野病院 | | |
| 八戸地域 | 昭和60年 11月1日 | 八戸市立市民病院 | 内科系 外科系 | 毎夜間 16時30分～ 翌朝8時30分 休日 8時～ 翌朝8時30分 |
| | | 八戸赤十字病院(日赤) | | |
| | | 医療法人豊仁会 八戸城北病院 | | |
| | | 公益財団法人シルバーリハビリテーション協会メデ ィカルコート八戸西病院 | | |
| | | 労働者健康福祉機構 青森労災病院 | | |
| 西北五地域 | 平成10年 4月1日 | つがる西北五広域連合つがる総合病院 | 内科系 | 毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時 |
| | | 医療法人白生会 胃腸病院 | 外科系 | |
| 上十三地域 | 昭和56年 9月1日 | 十和田市立中央病院 | 内科系 外科系 | 毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時 |
| | | 中部上北広域事業組合 公立七戸病院 | | |
| | | 三沢市立三沢病院 | | |
| 下北地域 | 昭和57年 6月1日 | 一部事務組合下北医療センターむつ総合病院 | 内科系 外科系 | 毎夜間 17時～ 翌朝8時30分 休日 8時30分～ 翌朝8時30分 |

(5) 救命救急センター

第一次救急医療体制及び第二次救急医療体制の後方体制として、重篤な救急患者の救命医療を確保するため県立中央病院(昭和56年9月)及び八戸市立市民病院(平成9年9月)に救命救急センターを併設している。

また、弘前大学医学部附属病院に昭和53年10月1日に救急部を設け、救命救急センターに準じた運営を行ってきたが、平成22年7月1日から高度救命救急センターとして運用開始している。

(6) 救急医療情報システム

県内の医療機関、消防機関などをインターネットで結び、災害にも対応できる救急医療情報ネットワークである。

平時には、救急医療情報システムとして、最寄りの救急病院などや休日・夜間において診療できる医療機関などを案内するとともに、医薬品や医療スタッフなどの必要な情報を蓄積している。

また、災害が発生した場合には、医療機関の被災状況を迅速に把握し、被災地への医療救護班の派遣や必要な医療資機材の供給などにより、迅速かつ適切な医療救護活動に役立つ。

なお、他県や国の機関との「広域災害・救急医療情報システム」に接続することから、大規模災害時には全国的な支援・救援体制を確立することができる。

ア 救急医療情報システム

救急患者や転送を必要とする重症救急患者に適切な医療を確保するため、医療機関の応需状況や空床数を管理する機能。

周産期情報や精神科救急情報を管理する機能も含まれている。

イ 広域災害情報システム

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行なうため、各医療機関の患者受入れ状況やライフライン、医薬品備蓄状況等を管理する機能。各医療機関から登録された情報は、リアルタイムで広域災害救急医療情報システム全国バックアップセンターへデータ転送される。

ウ 医療機関情報システム

県民が医療機関を選択する上で必要な情報を提供する機能。

インターネット及び消防機関に設置した医療機関案内電話、FAX サービスにより、休日夜間急患センターや休日夜間当番医等の情報提供を受けることができる。

第13表 医療機関応需率(年平均)

(単位：%)

| 区分 | 青森地域 | 津軽地域 | 八戸地域 | 西北五地域 | 上十三地域 | 下北地域 |
|---------|------|------|------|-------|-------|------|
| 休日(10時) | 40 | 40 | 47 | 39 | 75 | 100 |
| 平日(10時) | 51 | 52 | 64 | 59 | 83 | 100 |

※1. 医療機関応需率は、それぞれの時刻において、次の算式により算出したものである。

$$\frac{\text{応需可能診療科目数}}{\text{延登録診療科目数}} \times 100$$

※2. 数値は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平均値であり、平成25年度救急医療情報システム統計資料年報（青森県医師会作成）による。

(7) 基幹・地域災害拠点病院

災害時において24時間対応可能な緊急体制を確保するため、①2次保健医療圏を単位に、災害時における救命救急医療の提供、被災地への救護チームの派遣、応急用医療資器材の備蓄など、災害医療救護の中核的な役割を担う「地域災害拠点病院」及び②全県を単位に、研修機能をも有する「基幹災害拠点病院」を次のとおり指定している。

第14表 基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院指定状況

| NO | 区分 | 2次保健医療圏名 | 医療機関名 | 病床数 | ヘリポートの状況 | | |
|----|----|----------|--------------------------|-----|----------|----|---------|
| | | | | | 敷地内外 | 区分 | 病院からの距離 |
| 1 | 基幹 | | 青森県立中央病院 | 695 | 内 | - | - |
| 2 | 地域 | 青森地域 | 青森市民病院 | 538 | 外 | 臨時 | 2km |
| 3 | 地域 | 津軽地域 | 弘前市立病院 | 250 | 外 | 臨時 | 2km |
| 4 | 地域 | 津軽地域 | 黒石市国保黒石病院 | 290 | 外 | 臨時 | 300m |
| 5 | 地域 | 八戸地域 | 八戸市立市民病院 | 584 | 内 | - | - |
| 6 | 地域 | 西北五地域 | つがる西北五広域連合つがる総合病院 | 438 | 外 | 臨時 | 800m |
| 7 | 地域 | 上十三地域 | 十和田市立中央病院 | 379 | 外 | 臨時 | 200m |
| 8 | 地域 | 下北地域 | 一部事務組合下北医療センター むつ総合病院 | 439 | 外 | 臨時 | 2.5km |

(指定年月日：平成9年8月29日)

※地域災害拠点病院については、圏域内500床を目途に確保することとし、津軽地域保健医療圏では2病院を指定した。

(8) 緊急被ばく医療対策

① 原子力施設に係る緊急被ばく医療施設等整備

原子力災害発生時における緊急被ばく医療活動を行うため必要な資機材等を整備している。

② 緊急被ばく医療体制の検討等

緊急被ばく医療に係る情報共有と意見交換を行うため、「青森県緊急被ばく医療対策専門部会」を開催している。

③ 人材育成等

専門機関が実施する各種研修会等に、緊急被ばく医療関係者を派遣するとともに、青森県原子力防災訓練の一部として、緊急被ばく医療訓練を実施し、緊急被ばく医療関係者の資質向上を図っている。

(9) 小児救急電話相談事業

休日・夜間の保護者の不安を軽減するとともに、二次救急病院等基幹病院の負担を軽減するため、小児救急医療に関する電話相談事業を平成18年12月2日から実施している。

第15表 小児救急電話相談実績

| 年度 | 地域別件数 | | | | | | | 合計 |
|--------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|--------|-------|
| | 津軽 | 青森 | 八戸 | 西北五 | 上十三 | 下北 | その他・不明 | |
| 平成23年度 | 248 | 622 | 414 | 111 | 147 | 49 | 55 | 1,646 |
| 24 | 442 | 1,072 | 822 | 185 | 294 | 130 | 32 | 2,977 |
| 25 | 498 | 1,244 | 880 | 200 | 403 | 154 | 23 | 3,402 |

(10) ドクターヘリ運航事業

本県における救命率の向上、後遺障害の軽減等を図ることを目的として、平成21年3月25日から運航を開始した。

平成23年4月から青森県立中央病院及び八戸市立市民病院を運航病院とする共同・分担運航を行い、その後、平成24年10月1日からは2機体制で運航している。

さらに、平成25年4月10日からは北東北3県による広域連携を試行的に開始している。

第16表 ドクターヘリ運航実績 (単位：件)

| 年度 | 出動要請 事案数 | 不出動 事案数 | 出動事案数 | | |
|--------|-------------|------------|-------|--------------|-----|
| | | | 患者接触 | 要請元 キャンセル | 小計 |
| 平成20年度 | 5 | 1 | 4 | 0 | 4 |
| 21 | 257 | 23 | 222 | 12 | 234 |
| 22 | 394 | 42 | 338 | 14 | 352 |
| 23 | 532 | 94 | 385 | 53 | 438 |
| 24 | 623 | 83 | 469 | 71 | 540 |
| 25 | 846 | 129 | 649 | 68 | 717 |

※「不出動」の理由…天候不良、運用時間外（日没間際等）の要請、重複要請

第6節 周産期医療対策

乳児死亡率等の改善に向け、本県における周産期医療体制の整備・充実を図るための総合的な取り組みを推進している。

1 青森県周産期医療システムの運営

「青森県周産期医療システム」は、限られた周産期医療資源を効果的に活用することにより、すべての妊産婦や新生児が必要とする医療を速やかに受けることができる環境を整えることを目的として、県内の周産期医療関係者の合意の下に、本県の周産期医療体制の目指すべき方向性を示し、施設間の連携と役割分担の仕組みを明確化したものである。

システムの円滑な運営を図るため下記の事業を行うこととしている。

- (1) 周産期医療協議会の開催
- (2) 周産期医療ネットワーク事業
 - ① 周産期医療情報システムの維持運営
 - ② 地域周産期母子医療センターへのネットワーク運営費補助
- (3) 総合周産期母子医療センター専門相談事業
- (4) 周産期医療に関する普及啓発事業
- (5) 周産期医療関係者の育成研修事業

- (6) 周産期医療システム調査研究事業
- ① 新生児死亡・母体死亡登録管理事業
 - ② 母体・胎児、新生児搬送状況調査
 - ③ ハイリスク妊産婦・新生児登録管理

2 ドクターカーの運営

総合周産期母子医療センターにドクターカーを配置し、遠隔地からの重症例の搬送、新生児担当医・産科医の不足等に対応している。また、同センターの病床の有効利用を図るため、軽快した患者の転院搬送に活用する。

第7節 地域医療サービスの向上

1 医療安全支援センター

医療に関する患者や家族等の苦情・心配・相談の迅速な対応や、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備を図ることにより医療の安全と信頼を高め、医療機関における患者サービスの向上を図ることを目的とし、平成16年5月20日、医療薬務課内に医療安全支援センターを設立した。

「医療相談」は、医療安全支援センターと各保健所に対応している。

第17表 医療相談件数

| 年度 | 平成19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 274 | 208 | 268 | 236 | 221 | 250 | 190 |

第8節 試験免許の実施

准看護師、登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験を実施している。

また、厚生労働省免許（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科技工士）交付申請等の進達関係事務を行っている。

第18表 平成25年度准看護師試験実施結果

| 区分 | 実施月日 | 出願者数(人) | 受験者数(人) | 合格者数(人) | 合格率(%) |
|------|-------|---------|---------|---------|--------|
| 准看護師 | 2月12日 | 628 | 622 | 618 | 99.4 |

第19表 平成25年度知事免許交付関係事務処理状況

| 区分 | 免許交付件数 | 籍訂正・書換件数 | 再交付件数 | 抹消件数 | 計 |
|------|--------|----------|-------|------|-----|
| 准看護師 | 438 | 191 | 53 | 2 | 684 |

第20表 平成25年度登録販売者試験実施結果

| 区分 | 実施月日 | 出願者数(人) | 受験者数(人) | 合格者数(人) | 合格率(%) |
|-------|-------|---------|---------|---------|--------|
| 登録販売者 | 8月28日 | 297 | 293 | 179 | 61.1 |

登録販売者試験は、一般用医薬品のうち第2類医薬品及び第3類医薬品に係る情報提供を行うことができる資質を有しているかを確認するために薬事法第36条の4第1項の規定に基づき都道府県知事が実施している試験であり、試験に合格し都道府県へ登録した者は薬局、店舗販売業において上記医薬品に係る情報提供を行うことができる。

第21表 平成25年度毒物劇物取扱者試験実施結果

| 区分 | 実施月日 | 出願者数(人) | 受験者数(人) | 合格者数(人) | 合格率(%) |
|------|-------|---------|---------|---------|--------|
| 一般 | 9月10日 | 180 | 168 | 64 | 38.1 |
| 農業用 | 9月10日 | 116 | 113 | 15 | 13.3 |
| 特定品目 | 9月10日 | 8 | 8 | 2 | 25.0 |

毒物劇物取扱者試験は、毒物及び劇物取締法第7条に係る毒物又は劇物を直接に取り扱う営業所等において、毒物及び劇物による保健衛生上の危害の防止にあたる者となるための試験であり、同法第8条第1項に基づき実施している。

第9節 医師確保対策

1 良医を育むグランドデザイン

平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査によれば、人口10万人当たりでみた医療施設に従事している医師数は、本県は184.5人であり、全国の226.5人に比べ42.0人下回っている等、本県の医師不足は深刻な状況にある。

県では、医師不足が深刻化するとの見通しのもと、国に対して様々な施策を提言するとともに、平成17年度に医師確保対策の総合的、中長期的な戦略である「良医を育むグランドデザイン」を策定し、医師不足解消・定着や良医育成支援のための取組を進めている。

第22表 人口10万対でみた医療施設従事医師数 (単位:人)

| 区分 \ 年度 | 平成16年 | 平成18年 | 平成20年 | 平成22年 | 平成24年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本県 | 164.0 | 170.5 | 174.4 | 182.4 | 184.5 |
| 全国 | 201.0 | 206.3 | 212.9 | 219.0 | 226.5 |

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

2 自治医科大学生の入学、卒業及び勤務先等の状況

へき地医療に従事する医師を養成するため、昭和47年2月都道府県が共同で自治医科大学を設立したところであるが、本県からの入学生等の状況は次のとおりである。

第23表 入学生及び卒業生の状況

(単位：人)

| 年度 区分 | 平成 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 計 |
|----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | ～15 | | | | | | | | | | | | |
| 入学生 | 72 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 99 |
| 卒業生 | 59 | 3 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 84 |

※平成26年度卒業生は、現6年生の数である。

第24表 自治医科大学卒業医師の勤務先等の状況

(平成26年5月1日現在)

| 勤務先等 | 人員(人) | 勤務先等 | 人員(人) |
|-----------|-------|---------|-------|
| むつ総合病院 | 1 | 三戸中央病院 | 3 |
| 国保大間病院 | 6 | 国保田子診療所 | 1 |
| 国保外ヶ浜中央病院 | 2 | 研修等 | 8 |
| 国保小泊診療所 | 1 | 計 | 22 |

3 医師修学資金貸与制度の実施

県内における医師の充足を図るため、医学を専攻する者で将来県内に医師として勤務しようとする者に対する修学資金制度を実施している。修学生の状況は次のとおりである。

第25表 医師修学資金貸与制度の実績

(単位：人)

| 事業名 | 区分 | 年度(平成) | | | | | | | | | 累計 |
|--|------------------|--------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | | |
| 青森県医師修学 資金貸与事業 (平成11年度～) | 新規被貸与者 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 | 3 | 2 | 83 | |
| | 継続被貸与者 | 39 | 32 | 26 | 21 | 15 | 10 | 7 | 5 | | |
| | 計 | 42 | 35 | 29 | 23 | 16 | 10 | 10 | 7 | | |
| 青森県医師確保 特別対策事業費 (入学生対策) 補助 (平成17年度～) | 弘前大学医学部(通常入学特別枠) | 14 | 19 | 22 | 28 | 29 | 31 | 31 | 30 | | |
| | 新規被貸与者 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 50 | |
| | 継続被貸与者 | 9 | 14 | 17 | 23 | 24 | 26 | 26 | 25 | | |
| | 弘前大学医学部(通常入学一般枠) | 22 | 31 | 47 | 59 | 77 | 84 | 94 | 100 | | |
| | 新規被貸与者 | 9 | 10 | 16 | 13 | 20 | 18 | 20 | 19 | 138 | |
| | 継続被貸与者 | 13 | 21 | 31 | 46 | 57 | 66 | 74 | 81 | | |
| | 弘前大学医学部(学士枠) | 8 | 12 | 16 | 19 | 24 | 23 | 24 | 20 | | |
| | 新規被貸与者 | 5 | 5 | 5 | 5 | 9 | 5 | 5 | 2 | 44 | |
| | 継続被貸与者 | 3 | 7 | 11 | 14 | 15 | 18 | 19 | 18 | | |
| | 計 | 44 | 62 | 85 | 106 | 130 | 138 | 149 | 150 | | |
| 新規被貸与者 | 19 | 20 | 26 | 23 | 34 | 28 | 30 | 26 | 232 | | |
| 継続被貸与者 | 25 | 42 | 59 | 83 | 96 | 110 | 119 | 124 | | | |

※弘前大学医学部生を対象とした「青森県医師確保特別対策事業費(入学生対策)補助」の実施に伴い、「青森県医師修学資金貸与事業」は平成17年度の新規分から県外医学部・医科大学に在学する本県出身者を対象としている。

4 地域医療体験実習

地域医療に関する理解を深め、本県のへき地医療機関で勤務する医師の育成に資することを目的に、全国の医学生を対象とした「へき地等地域医療実習事業」及び弘前大学の医学生を対象とした「弘前大学医学生地域医療早期体験実習」を実施している。

また、大阪市立大学と連携を図り、同大の研修医が本県の地域医療の最前線で研修を受けている。

5 青森県地域医療支援センターの設置、運営

県外からのU I ターン医師等が安心して県内自治体医療機関に勤務できるよう自治体医療機関への配置調整や支援機能を有する「あおもり地域医療・医師支援機構」を平成17年9月に設置したところであるが、平成23年4月からは、卒業後の一定期間、町村部等中小医療機関に勤務する弘前大学医師修学資金特別枠貸与者の勤務プログラムの策定や配置調整の機能を新たに加えて「青森県地域医療支援センター」に改組したところである。

機構登録医師数（平成26年5月1日現在） 105名

6 医師臨床研修対策

医師法の改正により、平成16年度から、医師に医師免許取得後2年間の臨床研修が義務付けられた。

青森県では、平成26年4月1日現在、13病院において医師臨床研修が実施されている。県は、医師臨床研修の充実強化を図るため、医師臨床研修病院等で構成する青森県医師臨床研修対策協議会を設置し、各種医師臨床研修関係事業を実施している。

(1) 医師臨床研修医確保対策事業

① 青森県医師臨床研修指定病院合同説明会の開催

- ・弘前会場 平成25年4月27日 弘前市総合学習センター（弘前市）
- ・大阪会場 平成25年6月30日 インテックス大阪
- ・東京会場 平成25年7月14日 東京ビッグサイト
- ・福岡会場 平成26年3月2日 福岡国際会議場
- ・東京会場 平成26年3月21日 東京ビッグサイト

② 臨床研修医セミナー及びワークショップの開催

県内の臨床研修医のスキルアップを図るとともに、各臨床研修病院の研修医・指導医の交流を図ることを目的に臨床研修医セミナー及びワークショップを開催している。

- ・臨床研修医セミナー
平成25年4月27日 弘前市総合学習センター（弘前市）
- ・臨床研修医ワークショップ
平成25年10月25日～26日 ベストウエスタンホテルニューシティ弘前

③ 青森県の医師臨床研修ホームページの作成

(2) 医師臨床研修指導医養成講習会

医師臨床研修指導医ワークショップの開催

- ・平成25年8月17日～18日 ベストウエスタンニューシティホテル弘前
- ・平成26年1月18日～19日 ホテル青森

第26表 青森県の臨床研修病院数と臨床研修医数 (平成26年4月1日現在)

| 年度(平成) | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 臨床研修病院数 | 12 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | |
| 臨床研修医数 (人) | 1年次 | 50 | 53 | 63 | 62 | 66 | 70 | 65 | 72 | 69 |
| | 2年次 | 51 | 50 | 53 | 63 | 63 | 64 | 70 | 65 | 72 |
| | 計 | 101 | 103 | 116 | 125 | 129 | 134 | 135 | 137 | 141 |

7 医学部医学科進学促進

医学部医学科進学を目指す中高生の意欲向上や職業観・倫理観の育成、本県出身の医学部医学科合格者数の増加を目的として、大学や県内医療機関、教育庁等関係機関と連携し、平成17年度より医療施設見学会や職業ガイダンス等に取り組んでいる。

(1) ドクタートーク

主に中高生を対象として、県内医師による講演会を実施。(県内2か所)

第27表 「ドクタートーク」参加者数 (単位:人)

| 年度(平成) | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 参加者数 | 223 | 203 | 321 | 305 | 70 | 92 | 116 | 113 | 152 |

(2) 医療チュートリアル体験

高校生を対象として、2日間で都市部の中核病院とへき地医療機関の両施設を体験できる医療施設訪問を開催。(県内4地域)

第28表 「医療チュートリアル体験」参加者延数 (単位:人)

| 年度(平成) | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 参加者数 | 165 | 189 | 140 | 128 | 117 | 136 | 171 | 192 | 206 |

(3) 外科手術体験セミナー

中高生等を対象として、弘前大学医学部附属病院外科の主催で開催される「外科手術体験セミナー」への共催、協力。

開催実績:平成23年度(下北)、平成24年度(青森)、平成25年度(弘前)

8 女性医師就労支援

(1) 女性医師等勤務サポートシステム構築事業

女性医師等が、安心して妊娠・出産・育児をしながら、医師として意欲を持って働き続けられる職場環境を整備し、医師の県内定着を図ることを目的とした育児中の女性医師等に対する就労支援として、育児短時間勤務正規雇用を実施する県内自治体病院に対する補助事業を実施。

【補助実績】

実施年度：平成23～24年度

実施医療機関：弘前市立病院

(2) 医師相談窓口の設置

公益社団法人青森県医師会への委託事業として、平成21年7月から医師相談窓口を設置し、医師のための保育相談や柔軟な勤務形態に関する相談等に対応している。

第10節 看護従事者対策

平成22年12月に策定した「青森県看護職員需給見通し（第5次）」に基づき、看護職員の確保と資質の向上について推進することとしている。

1 看護従事者数の推移

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条の届出による隔年12月末現在の就業状況は第29表のとおりである。

平成24年12月末現在の就業者数は、18,418人であり、職種別に見ると保健師621人、助産師288人、看護師11,758人、准看護師5,751人である。

就業状況の推移を年次別で見ると、保健師は年により多少の増減があるが、看護師は年々増加しており、平成12年に比べ約40%の増となっている。

助産師は産科医療機関の減少に伴い、年々減少している。また、准看護師は平成20年に初めて前回の調査を下回り、平成24年も前を下回った。

なお、看護師、准看護師の割合は、昭和53年を境に逆転し、看護師の占める割合は准看護師を上回っている。

第29表 保健師・助産師・看護師・准看護師就業者数（年次別）（単位：人）

| | 保健師 | 助産師 | 看護師 | 准看護師 | 合計 |
|-------|-----|-----|--------|-------|--------|
| 平成12年 | 608 | 368 | 8,446 | 5,951 | 15,373 |
| 14 | 581 | 302 | 8,723 | 6,043 | 15,649 |
| 16 | 556 | 333 | 9,267 | 6,102 | 16,258 |
| 18 | 589 | 301 | 10,170 | 6,417 | 17,477 |
| 20 | 601 | 299 | 10,701 | 6,254 | 17,855 |
| 22 | 571 | 297 | 11,354 | 6,102 | 18,324 |
| 24 | 621 | 288 | 11,758 | 5,751 | 18,418 |

(1) 地域別就業状況

県内各地域の就業保健師、助産師、看護師、准看護師の状況は、第30表のとおり

りである。

保健師の地域分布については、下北地域が10万人当たりで65.3人で最も多く、西北五地域の53.2人がこれに次いでいる。助産師については、津軽地域が31.6人で最も多く、八戸地域の26.1人がこれに次いでいる。看護師については、津軽地域の1,111.0人が最も多く西北五地域、上十三地域、下北地域では県平均を下回っている。准看護師についても、津軽地域が504.1人と最も多く、八戸地域の433.1人がこれに次いでいる。

第30表 地域別就業状況（実人員、人口10万対）

（単位：人）

| | | 平成20年 | | 平成22年 | | 平成24年 | |
|---------|---------|---------|--------|---------|--------|-----------|---------|
| | | 実人員 | 人口10万対 | 実人員 | 人口10万対 | 実人員 | 人口10万対 |
| 保 健 師 | 津 軽 地 域 | 124 | 40.2 | 86 | 28.2 | 120 | 42.1 |
| | 八 戸 地 域 | 119 | 35.0 | 112 | 33.4 | 118 | 38.5 |
| | 青 森 地 域 | 132 | 39.9 | 143 | 43.9 | 154 | 48.1 |
| | 西北五地域 | 83 | 56.0 | 79 | 54.9 | 82 | 53.2 |
| | 上十三地域 | 92 | 49.3 | 101 | 55.0 | 96 | 46.8 |
| | 下北地域 | 51 | 63.5 | 50 | 62.9 | 51 | 65.3 |
| | 総 数 | 601 | 43.2 | 571 | 41.6 | 621 | 46.0 |
| | 全 国 | 43,446 | 34.0 | 45,028 | 35.2 | 47,279 | 37.1 |
| 助 産 師 | 津 軽 地 域 | 96 | 31.1 | 89 | 29.1 | 90 | 31.6 |
| | 八 戸 地 域 | 79 | 23.2 | 77 | 23.0 | 80 | 26.1 |
| | 青 森 地 域 | 76 | 23.0 | 78 | 24.0 | 69 | 21.5 |
| | 西北五地域 | 20 | 13.5 | 25 | 17.4 | 21 | 13.6 |
| | 上十三地域 | 14 | 7.5 | 15 | 8.2 | 17 | 8.3 |
| | 下北地域 | 14 | 17.4 | 13 | 16.3 | 11 | 14.1 |
| | 総 数 | 299 | 21.5 | 297 | 21.6 | 288 | 21.3 |
| | 全 国 | 27,789 | 21.8 | 29,672 | 23.2 | 31,835 | 25.0 |
| 看 護 師 | 津 軽 地 域 | 2,826 | 915.1 | 3,033 | 993.3 | 3,169 | 1,111.0 |
| | 八 戸 地 域 | 2,853 | 839.2 | 2,982 | 889.0 | 3,158 | 1,029.1 |
| | 青 森 地 域 | 2,724 | 823.0 | 2,949 | 906.1 | 3,049 | 951.9 |
| | 西北五地域 | 720 | 485.4 | 750 | 521.5 | 754 | 488.9 |
| | 上十三地域 | 1,095 | 587.2 | 1,163 | 632.9 | 1,166 | 568.4 |
| | 下北地域 | 483 | 601.5 | 477 | 599.7 | 462 | 591.6 |
| | 総 数 | 10,701 | 768.8 | 11,354 | 826.7 | 11,758 | 871.0 |
| | 全 国 | 877,182 | 687.0 | 952,723 | 744.0 | 1,015,744 | 796.6 |
| 准 看 護 師 | 津 軽 地 域 | 1,529 | 495.1 | 1,499 | 490.9 | 1,438 | 504.1 |
| | 八 戸 地 域 | 1,437 | 422.7 | 1,441 | 429.6 | 1,329 | 433.1 |
| | 青 森 地 域 | 1,468 | 443.5 | 1,414 | 434.5 | 1,385 | 432.4 |
| | 西北五地域 | 654 | 440.9 | 618 | 429.7 | 550 | 356.6 |
| | 上十三地域 | 882 | 473.0 | 862 | 469.1 | 808 | 393.9 |
| | 下北地域 | 284 | 353.7 | 268 | 336.9 | 241 | 308.6 |
| | 総 数 | 6,254 | 449.3 | 6,102 | 444.3 | 5,751 | 426.0 |
| | 全 国 | 375,042 | 293.7 | 368,148 | 287.5 | 357,777 | 280.6 |

※県人口は推計人口（10月1日）を使用。

(2) 就業場所別就業状況

助産師、看護師、准看護師の就業場所別推移は第31表のとおりである。

平成24年末の助産師の就業場所別の割合は、病院77.4%、診療所12.2%、養成所6.3%となっている。

看護師の就業場所別の割合は、病院71.6%、診療所11.6%であり、8割強が医療機関勤務となっている。

また、准看護師の就業場所別の割合は、病院30.1%、診療所38.9%、介護老人保健施設22.6%となっている。

第31表 就業場所推移

[助産師]

(各12月末現在)

| 年次 (平成) | 養成所 | 病院 | 診療所 | 助産所 | | | 保健所 | その他 | 計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|
| | | | | 開設者 | 従事 | 出張 | | | |
| 16 | 19 | 253 | 40 | 5 | — | 5 | 1 | 10 | 333 |
| 18 | 15 | 233 | 38 | 6 | | 3 | 2 | 4 | 301 |
| 20 | 15 | 220 | 45 | 2 | | 2 | 1 | 14 | 299 |
| 22 | 19 | 224 | 41 | 4 | 1 | 3 | 1 | 4 | 297 |
| 24 | 18 | 223 | 35 | 2 | 1 | 3 | — | 6 | 288 |

[看護師]

| 年次 | 養成所 | 病院 | 診療所 | 保健所 | 介護保健施設 | 訪問看護ステーション | その他 | 計 |
|------|------|-------|-------|-----|--------|------------|------|--------|
| 平成16 | (5) | (336) | (14) | — | (16) | (2) | (10) | (383) |
| | 136 | 7,090 | 980 | | 532 | 228 | 301 | 9,267 |
| 18 | (7) | (372) | (16) | 5 | (22) | (2) | (9) | (428) |
| | 198 | 7,314 | 1,210 | | 819 | 315 | 309 | 10,170 |
| 20 | (11) | (427) | (13) | 4 | (25) | (6) | (12) | (494) |
| | 222 | 7,681 | 1,254 | | 714 | 336 | 490 | 10,701 |
| 22 | (15) | (506) | (20) | 5 | (28) | (6) | (8) | (583) |
| | 276 | 8,183 | 1,299 | | 800 | 355 | 436 | 11,354 |
| 24 | (19) | (574) | (20) | 6 | (35) | (7) | (12) | (667) |
| | 291 | 8,415 | 1,362 | | 759 | 395 | 530 | 11,758 |

[准看護師]

| 年次 | 養成所 | 病院 | 診療所 | 保健所 | 介護保健施設 | 訪問介護ステーション | その他 | 計 |
|------|-----|-------|-------|-----|--------|------------|------|-------|
| 平成16 | 2 | (234) | (44) | — | (56) | (2) | (34) | (370) |
| | | 2,332 | 2,429 | | 983 | 67 | 289 | 6,102 |
| 18 | 1 | (236) | (68) | — | (96) | (2) | (14) | (416) |
| | | 2,135 | 2,514 | | 1,436 | 105 | 226 | 6,417 |
| 20 | — | (248) | (45) | 1 | (74) | (5) | (24) | (396) |
| | | 2,085 | 2,461 | | 1,216 | 111 | 380 | 6,254 |
| 22 | — | (261) | (80) | 2 | (89) | (5) | (15) | (450) |
| | | 1,966 | 2,347 | | 1,392 | 118 | 277 | 6,102 |
| 24 | — | (230) | (61) | 2 | (92) | (8) | (19) | (410) |
| | | 1,733 | 2,235 | | 1,297 | 150 | 334 | 5,751 |

※ () は男性の再掲

2 看護師等学校養成所

平成26年4月現在の県内学校養成所の一学年定員数は、第32表のとおりであり、保健師・看護師統合カリキュラム380人、助産師課程20人、短期大学(3年)160人、看護師3年課程90人、看護師2年課程190人、5年一貫課程80人、准看護師課程235人であり、養成比率は看護師79.3%、准看護師20.7%となっている。

第32表 学校・養成所の一学年定員数

(平成26年4月現在)

| 区分 | 助産師 | | 看護師 | | | | | | | | | | 准看護師 | | 定員合計 | | |
|------------------|-----|------|-----------------|-------------|------|-----|------|----|------|-----|--------|----|------|-----|------|--|---------------|
| | | | 保健師・看護師統合カリキュラム | | 短期大学 | | 3年課程 | | 2年課程 | | 5年一貫課程 | | 2年課程 | | | | |
| | 校数 | 定員 | 校数 | 定員 | 校数 | 定員 | 校数 | 定員 | 校数 | 定員 | 校数 | 定員 | 校数 | 定員 | | | |
| 国立大学法人 | (1) | (10) | 1 | 80 (20) | | | | | | | | | | | | | 80 |
| 学校法人 | | | 3 | 200 | 2 | 160 | | | | | | 1 | 40 | | | | 400 |
| 独立行政法人 国立病院機構 | | | | | | | 1 | 40 | | | | | | | | | 40 |
| 県立 | (1) | (10) | 1 | 100 [10] | | | | | | | | 1 | 40 | | | | 140 |
| 市町村立 | | | | | | | | | 3 | 130 | | | | | | | 130 |
| 医師会立 | | | | | | | | 1 | 40 | | | | | 3 | 160 | | 200 |
| その他 | | | | | | | 1 | 50 | 1 | 20 | | | | 3 | 75 | | 145 |
| 計 | (2) | (20) | 5 | 380 [10] | 2 | 160 | 2 | 90 | 5 | 190 | 2 | 80 | 6 | 235 | | | 1,135 [10] |

※1 ()は大学の選択コース

※2 []は3年編入定員

※3 学校法人の短期大学1校は、大学への改組により平成26年度から入学募集中止

3 看護職員確保対策

(1) 修学資金貸与事業

県内における看護師等の定着を図るため、看護職員養成施設の在学生に対し、修学資金の貸与を行っている。貸与の状況は次のとおりである。

表33表 修学資金貸与人員

(単位：人)

| 区分 | 年度(平成) | | | | | | |
|------|--------|----|----|----|----|----|--|
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | |
| 合計 | 58 | 55 | 51 | 53 | 55 | 51 | |
| 新規 | 計 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | |
| | 保健師 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 助産師 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 看護師 | 13 | 13 | 13 | 10 | 13 | |
| 准看護師 | 12 | 12 | 12 | 15 | 12 | | |
| 継続 | 計 | 33 | 30 | 26 | 28 | 30 | |
| | 看護師 | 21 | 18 | 17 | 19 | 14 | |
| | 准看護師 | 12 | 12 | 9 | 9 | 16 | |

(2) 看護師等養成所運営費補助

看護師等養成所の教育内容の向上を図るため、看護師等養成所に対し、専任教員の人件費、生徒教材費等運営に必要な経費（国1/2、県1/2）の助成を行っている。補助の状況は次のとおりである。

第34表 看護師等養成所運営費補助状況

(単位：校、千円)

| 平成 | 看護師 (3年課程) | | 看護師 (2年課程) | | 准看護師 | | 計 | |
|----|---------------|--------|---------------|--------|------|--------|----|--------|
| | 全日制 | | 定時制 | | 民間 | | | |
| | 民間 | | 民間 | | | | 民間 | |
| | 施設 | 補助額 | 施設 | 補助額 | 施設 | 補助額 | 施設 | 補助額 |
| 20 | 1 | 17,053 | 2 | 20,053 | 6 | 51,020 | 9 | 88,126 |
| 21 | 1 | 17,143 | 2 | 20,024 | 6 | 51,107 | 9 | 88,274 |
| 22 | 1 | 17,304 | 2 | 20,009 | 6 | 51,468 | 9 | 88,781 |
| 23 | 1 | 16,876 | 2 | 20,698 | 6 | 50,384 | 9 | 87,958 |
| 24 | 1 | 16,832 | 2 | 20,626 | 6 | 50,164 | 9 | 87,622 |
| 25 | 1 | 17,010 | 2 | 20,506 | 6 | 49,898 | 9 | 87,414 |

(3) ナースセンター事業

未就業看護職員の就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の資質の向上や訪問看護の実施に必要な支援事業を行い、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的に、公益社団法人青森県看護協会に委託し、ナースセンター事業を実施している。

(4) 新人看護職員研修事業

厚生労働省の新人看護職員研修ガイドラインに基づいた研修プログラムを作成し、新人看護職員に対する研修を実施している病院等に対して、研修に要する経費の一部を助成し、看護の質の向上及び離職防止を図ることを目的に、新人看護職員研修事業を実施している。

(5) 現任教育

① 保健師助産師看護師実習指導者講習会

看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるように必要な知識・技術を習得することを目的に、公益社団法人青森県看護協会に委託し、保健師助産師看護師実習指導者講習会を実施している。

② 看護業務指導・支援事業

質の高い看護職員の養成のために、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づき、看護師等養成施設の運営の指導を行っている。

(6) 青森県看護師等サポートプログラム

県内の看護職員のワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、ライフステージに応

じてキャリアアップしながら働き続けられるよう支援していくため、平成25年10月に看護師等養成機関、医療機関、関係団体及び関係行政機関等で構成する「青森県看護師等確保推進会議」を新たに設置し、平成26年3月に「青森県看護師等サポートプログラム」を策定した。平成26年度以降、このプログラムに基づき、総合的かつ一体的な取組を推進していくこととしている。

第11節 へき地医療対策

1 へき地医療拠点病院の整備

道路網の整備等による生活圏の広域化などへき地を取り巻く情勢の変化を考慮し県では、昭和50年度から広域市町村圏単位にへき地中核病院（平成15年度から「へき地医療拠点病院」に名称変更）の整備に努めてきたところであり、当該病院では、圏域内の無医地区等に対する巡回診療及びへき地診療所への医師派遣等の医療活動を毎年実施している。

第35表 へき地医療拠点病院の整備及び運営状況

| 指定年度 | へき地医療拠点病院名 | 開設主体 | 二次保健医療圏名 | 運営状況（平成25年度） | | | |
|------|------------|----------------|----------|---------------|------|---|-----------------------------------|
| | | | | へき地診療所等への医師派遣 | | 巡回診療 | |
| | | | | 派遣先診療所 | 派遣回数 | 診療地区 | 診療回数 |
| 昭和50 | むつ総合病院 | 一部事務組合下北医療センター | 下北地域 | 牛滝診療所 | 24回 | | |
| 昭和52 | 三戸中央病院 | 三戸町 | 八戸地域 | | | 大平・泉地区 大舌地区 蛇沼地区 計3地区 | 14回 12 10 36 |
| 昭和53 | 公立野辺地病院 | 北部上北広域事務組合 | 上十三地 | 千歳平診療所 | 29回 | 明神平地区 | 24回 |
| 昭和56 | 鱒ヶ沢病院 | つがる西北五広域連合 | 西北五地域 | | | 長平地区 深谷地区 細ヶ平地区 一ッ森地区 長慶平地区 計5地区 | 24回 12 12 24 22 94 |
| 平成17 | 外ヶ浜中央病院 | 外ヶ浜町 | 青森地域 | 今別診療所 | 5回 | | |
| 平成17 | 大間病院 | 一部事務組合下北医療センター | 下北地域 | 福浦診療所 | 51回 | | |

2 へき地診療所の整備及び運営状況

無医地区等における住民の医療を確保するため、原則として人口が1,000人以上で、かつ交通が不便な区域内にへき地診療所が整備、運営されているが、その状況は次のとおりである。

第36表 へき地診療所設置運営状況

(平成25年度)

| 医療圏 | 設置年度 | 診療所名 | 設置場所 | | 設置者 | 運営状況 | | 備考 |
|-----|------|---------|-------|------|--------------------|-------------|-------|----------------|
| | | | 市町村名 | 地区名 | | 医師の常勤・非常勤の別 | 運営日数 | |
| 津軽 | S36 | 葛川診療所 | 平川市 | 葛川 | 平川市 | 非常勤 | 232 | |
| 八戸 | S49 | 新郷診療所 | 新郷村 | 戸来 | 新郷村 | 常勤 | 286 | (月)~(土)※(水)午後休 |
| | H23 | 倉石診療所 | 五戸町 | 倉石 | 五戸町 | 非常勤 | 51 | 毎週(火) |
| 西北五 | S24 | 小泊診療所 | 中泊町 | 小泊 | 中泊町 | 常勤 | 244 | |
| | S30 | 市浦医科診療所 | 五所川原市 | 相内 | 五所川原市 | 常勤 | 241.5 | |
| | S43 | 関診療所 | 深浦町 | 関 | 深浦町 | 常勤 | 243 | |
| | H23 | 岩崎診療所 | 深浦町 | 岩崎 | 深浦町 | 常勤 | 243 | |
| 上十三 | S52 | 十和田湖診療所 | 十和田市 | 十和田湖 | 十和田市 | 常勤 | 243 | |
| | S52 | 千歳平診療所 | 六ヶ所村 | 千歳平 | 六ヶ所村 | 常勤 | 245 | |
| 下北 | S35 | 脇野沢診療所 | むつ市 | 脇野沢 | 一部事務組合 下北医療センター | 常勤 | 244 | |
| | S36 | 牛滝診療所 | 佐井村 | 牛滝 | | 非常勤 | 24 | 第2、4(水) |
| | S40 | 福浦診療所 | 〃 | 福浦 | | 非常勤 | 51 | 毎週(木) |
| | S55 | 風間浦診療所 | 風間浦村 | 易国間 | | 常勤 | 244 | |
| | H21 | 川内診療所 | むつ市 | 川内 | | 常勤 | 244 | |

3 へき地医療対策補助

へき地医療対策事業の補助金として、へき地医療拠点病院運営費、へき地診療所運営費が交付されているが、その状況は次のとおりである。

第37表 へき地医療拠点病院運営費補助

(単位：千円)

| 区分 | 平成21年度 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| むつ総合病院 | 4,042 | 1,010 | 1,305 | 1,130 | 56 |
| 三戸中央病院 | 3,892 | 3,892 | 3,892 | 3,892 | 3,894 |
| 公立野辺地病院 | 3,203 | 3,126 | 2,690 | 3,084 | 1,148 |
| 鱒ヶ沢病院 | 13,170 | 11,727 | 11,832 | 11,910 | 8,798 |
| 外ヶ浜中央病院 | 293 | 762 | 806 | 335 | 152 |
| 大間病院 | 5,439 | 5,389 | 5,328 | 2,775 | 0 |
| 計 | 30,039 | 25,906 | 25,853 | 23,126 | 14,048 |

第38表 へき地診療所運営費補助

(単位：カ所、千円)

| 区分 | 平成21年度 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 診療所数 | 4カ所 | 3カ所 | 3カ所 | 2カ所 | 3カ所 |
| 補助額 | 5,613 | 12,468 | 9,910 | 8,836 | 9,787 |

4 無医地区及び無歯科医地区

無医地区等については5年毎に行われる全国調査で把握している（厚生労働省平成21年10月調査）が、無医地区数は35地区（無医地区に準じる地区11地区を含む。）、無歯科医地区数は26地区（無歯科医地区に準じる地区5地区を含む。）となっている。

第39表 無医地区及び無歯科医地区
 <無医地区>

| 二次保健医療圏 | 津軽地域 | | | 八戸地域 | | |
|---------|---------------------------------|---------------|---------------|------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| 市町村名 | 黒石市 | 弘前市 (旧相馬村) | 平川市 (旧平賀町) | 三戸町 | 新郷村 | |
| 地区名 | 厚目内 沖揚平※ | 藍内 沢田※ | 大木平 | 蛇沼大平※ 大舌 横沢※ 大平・野沢平 | 荒巻 大畑 川代 滝沢 | 平 中崎 横沢 |
| 二次保健医療圏 | 西北五地域 | | 上十三地域 | | 下北地域 | |
| 市町村名 | 鱒ヶ沢町 | 深浦町 | 横浜町 | 六ヶ所村 | 佐井村 | |
| 地区名 | 第二松代※ 長平 深谷 一ツ森 細ヶ平 | 長慶平 松原 | 明神平※ | 二又 中志・内沼 | 磯谷 牛滝※ 大佐井※ 川目 古佐井※ | 長後 原田※ 福浦※ 矢越 |

※は無医地区に準じる地区である。

<無歯科医地区>

| 二次保健医療圏 | 津軽地域 | | | 八戸地域 | | |
|---------|---------------------------------|---------------|----------------|------------------------------|----------------------|---------------|
| 市町村名 | 黒石市 | 弘前市 (旧相馬村) | 平川市 (旧平賀町) | 三戸町 | 新郷村 | |
| 地区名 | 厚目内 沖揚平※ | 藍内 沢田※ | 大木平 | 蛇沼大平※ 大舌 横沢※ 大平・野沢平 | 荒巻 大畑 川代 滝沢 | 平 中崎 横沢 |
| 二次保健医療圏 | 西北五地域 | | 下北地域 | | | |
| 市町村名 | 鱒ヶ沢町 | 深浦町 | 佐井村 | | | |
| 地区名 | 第二松代※ 長平 深谷 一ツ森 細ヶ平 | 長慶平 松原 | 牛滝 長後 福浦 | | | |

※は無歯科医地区に準じる地区である。

第12節 自治体病院機能再編成の推進

1 自治体病院機能再編成の趣旨

県内に設置されている24か所の自治体病院（市町村立、一部事務組合立、広域連合立）が抱えている医師の確保や経営の健全化などの課題解消を目的として、2次保健医療圏ごとの自治体病院機能再編成を推進するため、自治体病院機能再編成計画の策定などによる支援を行い、地域住民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する医療体制の構築を図る。

2 自治体病院機能再編成計画策定の基本的な考え方

- (1) 圏域全体で地域医療を支えていく体制を構築する。
- (2) 圏域内で脳卒中、がん及び心筋梗塞などの一般的な医療を完結させ、地域医療の底上げを図る。
- (3) 圏域内に新たに救急医療や高度・専門医療を担う中核病院を確保し、周辺の医療機関は中核病院との緊密な連携のもとに、回復期や慢性期を担う病院や初期医療を担う診療所に機能を転換し、在宅医療を含めた地域住民の医療ニーズに対応する。

3 再編成の取組状況

公立病院等の再編・ネットワーク化の推進は医師確保対策の観点からも喫緊の課題となっており、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）に基づく公立病院改革においても主要な柱の一つをなすものであり、再編等に係る計画の速やかな策定と着実な実現が期待されている。

平成19年12月に国から示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、すべての公立病院において、平成20年度中に「公立病院改革プラン」を策定済みであり、県においては、各市町村の改革プランを参考にし、市町村と共に機能再編成を推進することとしている。

(1) 西北五圏域

西北五圏域においては、つがる西北五広域連合が平成21年3月に改訂した「西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープラン」に沿って、圏域の自治体病院の広域連合立化（平成24年4月）、新中核病院・つがる総合病院の開院（平成26年4月）等、取組が進められた。

県では、推進委員会への参画のほか、平成21年度に策定した青森県地域医療再生計画（西北五圏域）に基づき、広域連合等が行う事業への補助、さらには中核病院建設経費への補助などにより、圏域の取組を支援している。

(2) 下北圏域

下北圏域においては、むつ総合病院の機能強化、大畑・川内病院の診療所への転換、一部事務組合下北医療センターの機能再構築などを内容とする再編成計画を平成15年9月に策定した。

現在は、計画に基づき、一部事務組合下北医療センターが中心となって機能再編成を進めており、平成17年4月1日からは大畑病院が診療所に機能転換し、平成21年4月からは川内病院も入院病床を20床から19床に変更し、診療所化した。

(3) 上十三圏域

既に圏域が独自に計画を策定している上十三圏域においては、平成13年に策定した計画を平成19年3月に見直ししており、現在は計画の具体化に向け取り組んでいる。

なお、再編成計画は策定済みであるものの、医師確保の問題や経営健全化の問題等を抱えていることから、県としても必要に応じ会議に参加するなど支援する。

(4) 八戸圏域

平成24年3月に八戸地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画を策定し、継続的に再編成の取り組みを進めていくとしており、県としても連絡協議会への参加などにより支援する。

(5) 青森圏域・津軽圏域

再編成計画の見直しが必要な青森圏域と、計画未策定の津軽圏域については、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることが急がれることから、計画策定に向けて、県としても引き続き必要な助言を行うなど支援する。

第13節 薬事衛生対策

1 薬局及び医薬品販売業の許可

(1) 薬局等の許可施設数

平成26年3月31日現在、本県において許可を受けている薬局、医薬品販売業の数は、次のとおりである。

第40表 保健所別薬局・医薬品販売業等業者数

| 保健所名 | 医薬品等製造販売業 | | 医薬品等製造業 | | 医療機器修理業 | 薬局 | 卸売 | 店舗 | 旧薬種商 | 特例 | 配置販売 | 医療機器販売業貸業 | |
|------|-----------------|----|--------------------------|----|---------|-----|-----|-----|------|----|------|-----------|-------|
| | 専業 | 薬局 | 専業 | 薬局 | | | | | | | | 高度管理 | 管理 |
| 東地方 | 2 | 0 | 1 | 0 | 34 | 11 | 69 | 5 | 1 | 2 | 9 | 179 | 655 |
| 弘前 | 2 | 9 | 10 | 9 | 28 | 150 | 35 | 67 | 3 | 0 | 11 | 141 | 557 |
| 八戸 | 1 | 19 | 7 | 19 | 25 | 136 | 42 | 78 | 2 | 2 | 15 | 174 | 588 |
| 五所川原 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 63 | 6 | 35 | 0 | 1 | 16 | 45 | 199 |
| 上十三 | 0 | 6 | 4 | 6 | 3 | 65 | 11 | 43 | 2 | 0 | 7 | 59 | 346 |
| むつ | 1 | 5 | 2 | 5 | 4 | 22 | 7 | 21 | 0 | 1 | 0 | 32 | 125 |
| 合計 | 7 | 41 | 25 | 41 | 95 | 447 | 170 | 249 | 8 | 6 | 58 | 630 | 2,470 |
| 備考 | うち化粧品2 医療機器1 | | うち部外品2 化粧品3 医療機器10 | | | | | | | | | | |

第41表 薬局等の施設数の推移

| 業種別 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|
| 薬 局 | 574 | 583 | 581 | 584 | 447 |
| 店舗販売業 | 311 | 325 | 272 | 247 | 249 |
| 卸売販売業 | 106 | 106 | 154 | 168 | 170 |
| 旧薬種商販売業 | 14 | 10 | 9 | 8 | 8 |
| 計 | 1,005 | 1,024 | 1,016 | 1,007 | 874 |

(2) 医薬品製造業等

平成17年度から、新たな業態として製造販売業が追加となった。平成26年3月31日現在で、第2種医薬品製造販売業が4件、第2種医療機器製造販売業が1件、化粧品製造販売業が2件、薬局医薬品製造販売業が41件となっている。

また、製造業については、医薬品製造業10件、薬局医薬品製造業41件、医薬部外品製造業2件、化粧品製造業3件、医療機器製造業10件となっている。

医薬品製造業の内訳は、医療用ガス製造8件、殺虫剤原料製造1件、体外診断用医薬品1件となっている。

また、専門の医薬品製造業及び医療機器製造業の総生産額は、平成24年実績で約42,822百万円となっている。

2 薬事監視指導

(1) 薬事監視

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の無承認無許可品、不良品、不正表示品などの流通と不適正な販売を防止するため、通常監視、一斉監視及び集中監視を実施し、関係業者に対する指導を行っている。

薬事監視については、薬事監視員23名（医療薬務課5名、保健所18名）を配置し、これに当たっている。平成25年度は、監視対象施設である1,679施設の29.3%に当たる493件の監視を行い、242件の違反を発見、その是正指導を行った。

違反の主なものは、管理者の実務管理の不良、毒薬劇薬の貯蔵陳列・保管方法等の不備、広告違反及び医療安全に係る手順書の未整備などであった。

なお、平成26年度においては、監視対象施設の40%以上の施設に対して監視を行うこととしている。

第42表 薬事監視件数及び違反発見件数

| 区 分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 監視対象数 | 1,656 | 1,674 | 1,773 | 1,775 | 1,679 |
| 監視件数 (%) | 733(44.3) | 694(41.5) | 651(36.7) | 645(36.3) | 493(29.4) |
| 違反発見件数(%) | 220(30.0) | 327(47.1) | 209(32.1) | 348(54.0) | 242(49.1) |

第43表 業種別薬事監視状況

| 区 分 | 平成25年度実績 | | | | |
|--------------------|----------|------|--------|--------|--------|
| | 監視対象数 | 監視件数 | 監視率(%) | 違反発見件数 | 違反率(%) |
| 医薬品等製造販売業 | 7 | 1 | 14.3 | 1 | 100.0 |
| 医薬品等製造業 | 25 | 16 | 64.0 | 0 | 0.0 |
| 医療機器修理業 | 95 | 29 | 30.5 | 4 | 13.8 |
| 薬局医薬品製造業 | 42 | 4 | 9.5 | 1 | 25.0 |
| 薬 局 | 447 | 139 | 31.1 | 109 | 78.4 |
| 店舗販売業 | 249 | 68 | 27.3 | 59 | 86.8 |
| 卸売販売業 | 170 | 55 | 32.4 | 13 | 23.6 |
| 旧薬種商販売業 | 8 | 1 | 12.5 | 1 | 100.0 |
| 特例販売業 | 6 | 1 | 16.7 | 1 | 100.0 |
| 高度管理医療機器等 販売賃貸業 | 630 | 179 | 28.4 | 59 | 33.0 |
| 計 | 1,679 | 493 | 29.4 | 248 | 50.3 |

(2) 薬事関係者講習会開催状況

薬事関係者の資質の向上を図るため、業界団体が主催している講習会に講師を派遣して、薬事法等の趣旨の徹底に努めている。

平成25年度は、一般社団法人青森県薬剤師会各部会の開催する講習会に1回、一般社団法人青森県登録販売者協会の開催する講習会に1回、一般社団法人青森県医薬品配置協会の開催する講習会に3回、その他の団体に3回、それぞれに講師を派遣している。

平成26年度も前年同様講師を派遣し、関係法規の遵守、薬物乱用防止活動、献血制度などについて講演することとしている。

3 医薬分業

昭和49年10月の診療報酬改正に伴う処方せん料の引き上げを契機として、保険薬局数、医薬分業率（処方せん受付率）とも順調に伸びてきており、本県の医薬分業率（処方せん受付率）は、平成24年度の実績で74.1%（全国平均64.6%）と47都道府県中10番目に高い実績となっている。

第44表 保険薬局数の推移

(各年4月)

| 区 分 | 平成21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保険薬局数 | 555 | 564 | 569 | 573 | 577 | 597 |

第45表 医薬分業率（処方せん受付率）の推移

| 区 分 | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総処方せん枚数 | 9,278,799 | 9,489,270 | 9,643,370 | 9,600,756 | 9,606,350 |
| 処方せん受取率(%) | 67.7 | 70.6 | 72.9 | 74.1 | 75.5 |
| 同全国平均(%) | 60.7 | 63.1 | 64.6 | 65.1 | 67.0 |

4 医薬品の安全対策

(1) 医薬品等安全性情報報告制度

医薬品の安全対策として、医薬品、医療用具等に起因すると思われる副作用情報、感染症情報、不具合情報等を広く収集するため、国においては医薬品安全性情報報告制度により、医薬品等の安全性に関する情報を収集しており、県でも、医療機関等に対して本制度の周知に努めている。

また、医薬品の安全性情報の伝達については、国の発行する「医薬品等安全性情報」等を医療関係者に周知するため、県医師会、県薬剤師会等を通じ関係者にこれを配布するなど、必要な情報の伝達に努めている。

(2) 医薬品副作用被害救済制度

医薬品の安全対策は、薬務行政の重要課題であり、これまでも諸施策が講じられてきたところである。医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用による健康被害が生じた場合に、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした医薬品副作用被害救済制度が設けられている。

(3) 薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律による改正薬事法が平成19年4月1日に施行されたことに伴い、薬局も「医療提供施設」として、医薬品安全管理責任者の設置や医薬品の業務に係る医療安全確保のための指針策定などを行っている。県も薬局への薬事監視を実施し、情報提供及び指導に努めている。

5 緊急治療ワクチンの備蓄と供給対策

ボツリヌス中毒症及びガスえそ病は、その治療のためには早急に治療用ワクチンを投与する必要がある。このため、県では、治療用ワクチンをあらかじめ国から購入し、備蓄している。備蓄本数は、ボツリヌス抗毒素A B E F型が2本、ガスえそ抗毒素が6本である。

なお、平成13年度にガスえそ病患者1名が発生し、ガスえそ抗毒素3本を供給しているが、以降については供給するような事例は発生していない。

6 青森県災害時医薬品等備蓄供給事業

県内で大規模災害が発生した場合に必要な医薬品と衛生材料の備蓄を、平成11年度から開始しており、県内6つの2次保健医療圏ごとに64薬効分類の77品目の医薬品、11種類の衛生材料を備蓄している。

当該事業は、青森県医薬品卸組合と委託契約を締結し、県内6社の医薬品卸売業者の19営業所が参加している。

7 毒物、劇物の取締対策

毒物及び劇物取締法において、人の健康を直接に害する作用の強い物質を毒物又は劇物として指定し、保健衛生上の見地からその製造、販売、貯蔵、運搬等の取扱いについて指導を行っている。

毒物及び劇物の監視については、医療薬務課5名、保健所18名、計23名の毒物

劇物監視員を配置しこれに当たっている。平成25年度は、毒物劇物営業者及び毒物劇物の業務上取扱者784施設所中159施設について監視を実施したところ、33.3%にあたる53施設で違反を発見し、その是正の指導を行った。

違反内容の主なものは、毒物劇物の譲渡手続きの不備、毒物劇物取扱責任者の実務管理の不良、貯蔵方法の不備などであった。

なお、平成26年度においては、監視対象施設の40%の施設に対して監視を行うこととしている。

第46表 毒物劇物営業者及び毒物劇物の業務上取扱者(平成26年3月31日現在)

| 保健所名 | 毒物劇物製造業 | 毒物劇物販売業 | | | 業務上取扱者 | 特定毒物研究者 | 特定毒物使用者 | 計 |
|------|-------------|---------|-----|----|--------|---------|---------|-----|
| | | 一般 | 農業用 | 特定 | | | | |
| 東地方 | 0 | 5 | 7 | 0 | 0 | 4 | 1 | 17 |
| 弘前 | 4 | 94 | 95 | 8 | 18 | 2 | 2 | 223 |
| 八戸 | 4 | 131 | 81 | 14 | 8 | 6 | 3 | 247 |
| 五所川原 | 0 | 28 | 63 | 4 | 1 | 0 | 0 | 96 |
| 上十三 | 3 | 68 | 82 | 5 | 0 | 1 | 1 | 160 |
| むつ | 0 | 30 | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 41 |
| 計 | 11 | 356 | 336 | 34 | 27 | 13 | 7 | 784 |
| 備考 | うち輸入業1(上十三) | | | | | | | |

第47表 毒物劇物監視件数及び違反発見件数

| 区分 | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 監視対象数 | 806 | 783 | 785 | 783 | 784 |
| 監視件数(%) | 179(22.2) | 222(28.4) | 237(30.2) | 217(27.7) | 159(20.3) |
| 違反発見件数(%) | 48(26.8) | 84(37.8) | 80(33.8) | 99(45.6) | 53(33.3) |

第48表 業種別毒物劇物監視状況

| 区分 | 平成25年度実績 | | | | | |
|---------|----------|------|--------|--------|--------|------|
| | 監視対象数 | 監視件数 | 監視率(%) | 違反発見件数 | 違反率(%) | |
| 製造業・輸入業 | 11 | 2 | 18.2 | 0 | 0.0 | |
| 販売業 | 一般 | 356 | 83 | 23.3 | 21 | 25.3 |
| | 農薬用品目 | 336 | 62 | 18.5 | 27 | 43.5 |
| | 特定品目 | 34 | 8 | 23.5 | 3 | 37.5 |
| 業務上取扱者 | 27 | 2 | 7.4 | 1 | 50.0 | |
| 特定毒物研究者 | 13 | 2 | 15.4 | 1 | 50.0 | |
| 特定毒物使用者 | 7 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | |
| 計 | 784 | 159 | 20.3 | 53 | 33.3 | |

8 薬剤師確保対策事業

本県の医療機関や薬局に勤務する薬剤師は絶対数が不足しており、また、近年の医薬分業の進展に伴い、これらの施設において薬剤師を確保することが困難になってい

る。このため、薬剤師確保のために一般社団法人青森県薬剤師会と連携を図りながら、事業を行っている。

- (1) 平成12年度から就職サポート情報紙を作成し、全国の薬学部を有する大学に送付して就職支援窓口配置するなど、青森県への就職検討をお願いしている。
- (2) 本県出身者の多い大学の就職相談会に等において、青森県の現状、魅力等を説明し、青森県内への就職検討をお願いしている。

9 麻薬及び覚醒剤の取締り対策

麻薬・覚醒剤は、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法、あへん法によって所持、譲渡、譲受あるいは栽培等について、免許、指定等の規制がなされている。このため、医療薬務課に司法警察権を有する麻薬取締員4名（監視員を兼ねる）、保健所には18名の監視員をそれぞれに配置し、立入検査及び指導取締りを行っている。

(1) 麻薬診療施設等の数

平成26年3月31日現在の各保健所管内における麻薬診療施設等の数は、次のとおりである。

第49表 保健所別麻薬業務所数 (単位：件)

| 種別 保健所 | 麻 薬 | | | | 覚せい剤 | | 覚せい剤原料 | | 大麻 |
|-----------|-----|-----|----------|----|----------|----|--------|----|----|
| | 卸売 | 小売 | 診療施設 | 研究 | 施用 機関 | 研究 | 取扱者 | 研究 | 研究 |
| 東地方 | 6 | 134 | 155(26) | 3 | 1 | 5 | 7 | | 2 |
| 弘 前 | 5 | 123 | 151(22) | 13 | 1 | | 8 | | |
| 八 戸 | 5 | 130 | 124(26) | | | | 7 | | |
| 五所川原 | 1 | 44 | 45(9) | | | | 2 | | |
| 上十三 | 2 | 54 | 62(12) | 3 | | | 2 | | |
| む つ | 3 | 19 | 31(8) | 2 | | | 3 | | |
| 計 | 22 | 504 | 568(103) | 21 | 2 | 5 | 29 | 0 | 2 |

※「診療施設」欄の()内の値は、病院数の内数である。

(2) 立入検査

ア 麻薬関係

平成25年度は、対象業務所1,117施設中474施設について立入検査を実施したところ、15.6%にあたる74施設に違反が発見された。その内訳は麻薬帳簿への記載の不備、麻薬保管庫に麻薬以外のものが保管されていた等管理・保管に関する不備及び譲受証作成の不備が主なものである。

また、アンプルの破損、所在不明、無届廃棄等の麻薬事故等が80件発生し、うち14件については、麻薬取締員による調査を実施した。

なお、平成26年度においては、対象業務所の50%以上の業務所に立入検査を実施することを目標としている。

第50表 麻薬関係施設立入検査実施状況（平成25年度実績）

| 業 種 | 対象業務所数 | 監視件数 | 監視率 (%) | 違反発見件数 | |
|--------|----------|------|---------|--------|----|
| 麻薬卸売業者 | 22 | 34 | 154.5 | 1 | |
| 麻薬小売業者 | 504 | 180 | 35.7 | 23 | |
| 麻薬診療施設 | 病院 | 103 | 136 | 132.0 | 23 |
| | 一般診療所 | 412 | 88 | 21.4 | 17 |
| | 歯科診療所 | 0 | — | — | — |
| | 飼育動物診療施設 | 53 | 14 | 26.4 | 5 |
| | 小計 | 568 | 238 | 41.9 | 45 |
| 麻薬研究者 | 21 | 20 | 95.2 | 5 | |
| 大麻研究者 | 2 | 2 | 100.0 | 0 | |
| 合 計 | 1,117 | 474 | 42.4 | 74 | |

イ 向精神薬関係

平成25年度は、対象業務所2,540施設中501施設について立入検査を実施したところ、2.2%にあたる11施設に違反が発見された。その内訳は、帳簿への記載の不備、保管・管理の不備が主なものである。

なお、平成26年度においては、対象業務所の33%以上の業務所に立入検査を実施することを目標としている。

ウ 覚醒剤関係

平成25年度は、覚せい剤施用機関等の対象業務所数2,415施設中498施設について立入検査を実施したところ、3.0%にあたる15施設で覚せい剤原料の管理・保管等の違反が発見された。

また、覚せい剤原料の無届廃棄事案や所在不明等の覚せい剤原料事故等は0件であった。

今後、正規ルートからの不正流出を防止するためにも、さらに継続して立入検査を実施する。

第51表 向精神薬関係施設監視状況（平成25年度）

| 業 種 | 対象業務所数 | 監視件数 | 監視率 (%) | 違反発見件数 | |
|-------------|----------|-------|---------|--------|----|
| 向精神薬卸売業者 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | |
| 免許みなし卸売販売業者 | 152 | 29 | 19.1 | 0 | |
| 免許みなし薬局 | 599 | 148 | 24.7 | 1 | |
| 向精神薬小売業者 | 0 | — | — | — | |
| 小 計 | 751 | 177 | 23.6 | 1 | |
| 病 院 等 | 病 院 | 137 | 130 | 94.9 | 2 |
| | 一般診療所 | 919 | 137 | 14.9 | 7 |
| | 歯科診療所 | 560 | 39 | 7.0 | 0 |
| | 飼育動物診療施設 | 164 | 13 | 7.9 | 1 |
| | 小 計 | 1,780 | 319 | 17.9 | 10 |
| 向精神薬試験研究施設 | 9 | 5 | 55.6 | 0 | |
| 合 計 | 2,540 | 501 | 19.7 | 11 | |

第52表 覚せい剤関係施設監視状況（平成25年度）

| 業 種 | | 対象業務所数 | 監視件数 | 監視率（%） | 違反発見件数 |
|----------------------------|-----------|--------|------|--------|--------|
| 覚 せ い 剤 | 大臣指定の施用機関 | 1 | 0 | 0.0 | 0 |
| | 知事指定の施用機関 | 1 | 0 | 0.0 | 0 |
| | 覚せい剤研究者 | 5 | 5 | 100.0 | 0 |
| | 小 計 | 7 | 5 | 71.4 | 0 |
| 覚 せ い 剤 原 料 | 覚せい剤原料取扱者 | 29 | 23 | 79.3 | 2 |
| | 覚せい剤原料研究者 | 0 | — | — | — |
| | 業務上取扱える者※ | 2,379 | 470 | 19.8 | 13 |
| | 小 計 | 2,408 | 493 | 20.5 | 15 |
| 合 計 | | 2,415 | 498 | 20.6 | 15 |

※ 業務上取扱える者とは、覚せい剤取締法第32条第2項の規定が適用される者で、厚生労働大臣又は青森県知事の指定を受けていない者をいう。

(3) 自生大麻・けしの除去

ア 自生大麻

自生大麻は県南地方に多く群生していることから、不正使用などを防止する目的で、保健所職員を中心に除去対策を強力に推進してきたところである。平成25年度の除去本数は約29万本である。依然として大麻事犯が憂慮される状況にあることから、引き続き除去の徹底を図ることとしている。

第53表 自生大麻除去状況

| 区 分 | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 除去箇所数 | 261か所 | 257か所 | 202か所 |
| 除去延日数 | 49日 | 41日 | 35日 |
| 除去本数 | 482,971本 | 410,312本 | 288,329本 |

イ けし

けしは、「植えて良いけし」と「植えてはいけないけし」があり、その区別が一般県民に徹底されていないこともあって、平成24年度は22,210本、平成25年度は24,615本を不正栽培（単なる鑑賞用として）のけしとして除去している。

今後も保健所職員による巡回指導、ポスター、リーフレット、ラジオ及びテレビ等による広報活動を強力に推進し、不正栽培の撲滅を図ることとしている。

10 薬物乱用防止対策

覚醒剤等の薬物の乱用は、依然として後を絶たず非常に憂慮すべき状況にある。

薬物乱用を防止するためには、指導取締を行い、また一般県民に薬物乱用による危害等を十分浸透させること等広報啓発活動が重要である。

(1) 県では国及び県の関係団体が行う薬物乱用防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、昭和50年に副知事を本部長とする青森県薬物乱用対策推進本部を設置し、指導取締り及び広報啓発活動の強化に努めている。

(2) 昭和63年1月に各保健所に薬物相談窓口を設置し、各地域における薬物に関す

る相談、広報、啓発活動に努めている。

- (3) 昭和63年12月には保護司、民生委員、薬剤師及び医薬品配置販売業者等から構成される「青森県薬物乱用防止指導員」を設置し、地域に密着した薬物乱用防止の広報啓発活動を推進しており、平成6年に指導員の組織的かつ効果的な啓発活動を図ることを目的として、保健所ごとに指導員地区協議会を設置するとともに、その総合調整等を行う機関として連合協議会を設置し、より効果的な啓発活動を実施している。
- (4) 平成25年度においては、地区協議会の組織的な活動として、十和田市において街頭キャンペーンを実施した。
- (5) 平成4年度から県内の中学生及び高校生の若い世代及びその父母にシンナー等の乱用の弊害を認識してもらうため、文化祭等の薬物乱用防止コーナーへの啓発資材の貸し出しを行っている。また、平成5年度から中学校・高等学校等の養護教員、生徒指導担当者等に対して生徒に対する指導及び啓発のために、薬物の乱用による弊害等の知識を取得してもらうことを目的として、薬物乱用防止指導者研修会を開催している。
- (6) 「新国連薬物乱用根絶宣言」(2009～2019年)の支援事業の一環として、青森県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日から7月19日までの1ヶ月間)を実施し、平成25年6月22日(土)に、青森市、弘前市、八戸市の繁華街において総勢212人の協力を得て、県民一人一人の薬物乱用問題の知識を高め、県内における薬物乱用防止活動に資することを目的として、「6・26ヤング街頭キャンペーン」を行った。

第54表 シンナー等有機溶剤乱用行為の検挙・補導状況 (単位：人)

| 区分 | | 年別 | | | | | |
|--------|---------|-------|------|------|------|------|------|
| | | 平成20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 |
| 総数 | | 4(0) | 0(0) | 0(0) | 1(0) | 1(0) | 0(0) |
| 少年総数 | | 1(0) | 0(0) | 0(0) | 1(0) | 0(0) | 0(0) |
| 内 訳 | 小学生 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 中学生 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 高校生 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 大学生・その他 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 計 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 有職少年 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 1(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 無職少年 | 1(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| 成人総数 | | 3(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 1(0) | 0(0) |

※ ()内の数値は、女性の数の内訳を示す。

(県警本部少年課調)

11 献血対策

(1) 献血実績及び献血目標

平成25年度は、献血者55,000人、献血量20,967ℓを目標に献血事業を実施した。献血者数では前年度と比較して464人減の54,489人、献

血量では20,899.1ℓと、前年度に比較して、212.4ℓの増となった。また、本県は依然として200ml献血者の割合が高く、これからより一層400ml献血及び成分献血への採血構造の転換を図る必要がある。

平成26年度の献血目標は、56,710人、21,864ℓと設定し、新規の献血者の掘り起こしを図りながら、献血量の確保を図っていくこととしている。

第55表 献血者数の推移

| 年度 | 献血者数（人）、構成比率 | | | | 献血量（ℓ） |
|------------|------------------|-------------------|-------------------|--------|----------|
| | 200ml献血 | 400ml献血 | 成分献血 | 計 | |
| 平成21年度 | 7,868 (13.9%) | 32,890 (57.9%) | 16,015 (28.2%) | 56,773 | 21,464.8 |
| 22 | 8,195 (14.0%) | 33,624 (57.6%) | 16,559 (28.4%) | 58,378 | 22,066.9 |
| 23 | 6,969 (12.4%) | 33,840 (60.1%) | 15,534 (27.6%) | 56,343 | 21,517.1 |
| 24 | 7,881 (14.3) | 32,709 (59.5%) | 14,363 (26.1%) | 54,953 | 20,686.7 |
| 25 | 6,786 (12.5%) | 33,899 (62.2%) | 13,804 (25.3%) | 54,489 | 20,899.1 |
| 26 (目標) | 4,100 (7.2%) | 36,900 (65.1%) | 15,710 (27.7%) | 56,710 | 21,864 |

第56表 年齢別献血者数の推移

(単位：人)

| 区分 | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 16歳～19歳 | 3,983 | 4,285 | 4,348 | 3,972 | 4,047 |
| 20歳～29歳 | 10,828 | 10,634 | 9,888 | 9,240 | 9,296 |
| 30歳～39歳 | 14,750 | 14,832 | 13,657 | 12,861 | 11,993 |
| 40歳～49歳 | 14,370 | 15,017 | 14,791 | 14,842 | 14,666 |
| 50歳～59歳 | 9,813 | 10,275 | 10,282 | 10,545 | 10,857 |
| 60歳～69歳 | 3,029 | 3,335 | 3,377 | 3,493 | 3,630 |
| 計 | 56,773 | 58,378 | 56,343 | 54,953 | 54,489 |

(2) 血液製剤の供給

平成25年度における血液製剤の供給は、200ml換算では185,659.5本と前年度に比較して3,412.5本減少しており、実本数では53,161本で前年度に比較して3,117本減少している。医療では患者の安全を確保するため、400ml献血及び成分献血由来の高単位製剤の要請が多く、近年供給されている血液製剤が全て成分製剤であることは輸血による副作用の防止及び血液の有効利用の観点からも必要とされており、今後もより一層400ml献血及び成分献血の重要性を普及・啓発することとしている。

(3) 献血受入体制の整備

県内における献血の受入施設としては、現在、青森献血ルーム、弘前献血ルーム及び八戸献血ルームの3ヶ所がある。休業日は、平成22年4月1日からは、3ヶ所とも12月31日と1月1日になっており、受入体制の充実を図っている。

この他、献血車4台（内1台予備車）が県内各市町村を巡回し、全血献血者を受け入れている。

また、成分献血については、県内の3ヶ所の献血ルームの受入体制を充実させることにより、血漿及び血小板の成分献血について一層の推進を図っている。

第57表 血液製剤県内供給本数の推移 (単位：本) [実本数]

| 区分 年度 | 全血製剤 | 成分製剤 | | | | 合計 |
|----------|------|--------|-------|-------|--------|--------|
| | | 赤血球製剤 | 血漿製剤 | 血小板製剤 | 小計 | |
| 平成21年度 | 6 | 38,780 | 8,262 | 9,197 | 56,239 | 56,245 |
| 22 | 0 | 40,803 | 8,921 | 9,444 | 59,168 | 59,168 |
| 23 | 0 | 39,798 | 8,293 | 8,572 | 56,663 | 56,663 |
| 24 | 0 | 39,450 | 7,670 | 9,158 | 56,278 | 56,278 |
| 25 | 1 | 36,593 | 7,184 | 9,383 | 53,160 | 53,161 |

(単位：本) [200ml換算本数]

| 区分 年度 | 全血製剤 | 成分製剤 | | | | 合計 |
|----------|------|--------|----------|--------|-----------|-----------|
| | | 赤血球製剤 | 血漿製剤 | 血小板製剤 | 小計 | |
| 平成21年度 | 10 | 69,725 | 27,506 | 93,635 | 190,866 | 190,876 |
| 22 | 0 | 73,221 | 29,384 | 96,045 | 198,650 | 198,650 |
| 23 | 0 | 72,485 | 28,002 | 86,646 | 187,133 | 187,133 |
| 24 | 0 | 70,992 | 26,040 | 92,040 | 189,072 | 189,072 |
| 25 | 1 | 67,379 | 23,979.5 | 94,300 | 185,658.5 | 185,659.5 |

(4) 献血事業の推進

県では、「血漿分画製剤を含む全ての血液製剤を自給する」という国の方針により、県民の必要とする輸血用血液の確保はもとより血漿分画製剤用原料血漿を確保するため、県民の理解を求めて、献血思想の普及向上に努め、地域及び職域における献血組織の育成強化を図ることとしている。特に、

- ア 成分献血及び400ml献血の推進
 - イ 若年層献血者の確保
 - ウ 学生献血推進組織の育成
 - エ 血液凝固因子製剤の完全自給のための原料血漿の確保
- を図ることとしている。

(5) 献血感謝の集いの開催

「愛の血液助け合い運動」が毎年7月1日から1ヶ月間実施される。同運動の関連行事の一環として、平成25年度は8月8日に青森市において、「献血感謝の集い」を開催した。

(6) 青森県献血推進計画の策定

平成15年7月30日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、毎年度、翌年度の青森県献血推進計画を策定している。

献血推進計画は、確保目標数値や事業計画を盛り込んでおり、より安全性の高い血液の確保及び血液製剤の安定供給のための指針となっている。

12 薬剤師の従事状況

本県における薬局・医療施設に従事する薬剤師数は、平成24年末現在で1,706人であるが、全国平均との比較では低い従事状況にある。

(1) 薬剤師の推移

薬剤師数は、平成2年には、1,166人であったが、平成24年には、2,052人となり、886人、76.0%増加している。(第58表参照)

これを人口10万人当たりで全国平均とその差を比較すると、平成2年は43.3人であったが、平成24年には67.6人と格差が拡大した。

(2) 薬剤師の地域分布

薬剤師の地域分布については、青森地域が人口10万人当たりで202.6人で最も多く、津軽地域の167.3人がこれに次いでいる。

その他の地域は全て県平均152.0人を下回っている。(第59表参照)

第58表 薬剤師数（総数、人口10万対） (単位：人、各年12月末)

| 年次 | 青 森 県 | | 全 国 | |
|------|-------|--------|---------|--------|
| | 総 数 | 人口10万対 | 総 数 | 人口10万対 |
| 平成 2 | 1,166 | 78.6 | 150,629 | 121.9 |
| 4 | 1,237 | 84.0 | 162,021 | 130.2 |
| 6 | 1,347 | 91.6 | 176,871 | 141.5 |
| 8 | 1,422 | 96.0 | 194,300 | 154.4 |
| 10 | 1,519 | 102.8 | 205,953 | 162.8 |
| 12 | 1,556 | 105.4 | 217,477 | 171.3 |
| 14 | 1,684 | 114.6 | 229,744 | 180.3 |
| 16 | 1,724 | 118.7 | 241,369 | 189.0 |
| 18 | 1,796 | 126.3 | 252,533 | 197.6 |
| 20 | 1,882 | 135.2 | 267,751 | 209.7 |
| 22 | 2,012 | 146.5 | 276,517 | 215.9 |
| 24 | 2,052 | 152.0 | 280,052 | 219.6 |

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

第59表 地域別薬剤師数（総数、人口10万対） (単位：人)

| 地 域 | 平成20年 | | 平成22年 | | 平成24年 | |
|---------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 総 数 | 人口10万対 | 総 数 | 人口10万対 | 総 数 | 人口10万対 |
| 総 数 | 1,882 | 135.2 | 2,012 | 146.5 | 2,052 | 152.0 |
| 津 軽 地 域 | 466 | 146.7 | 492 | 161.1 | 502 | 167.3 |
| 八 戸 地 域 | 417 | 119.8 | 434 | 129.4 | 457 | 138.0 |
| 青 森 地 域 | 588 | 172.7 | 656 | 201.6 | 649 | 202.6 |
| 西北五地域 | 112 | 72.1 | 117 | 81.4 | 131 | 93.9 |
| 上十三地域 | 216 | 112.8 | 233 | 126.8 | 228 | 126.0 |
| 下北地域 | 83 | 99.1 | 80 | 100.6 | 85 | 108.8 |

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

13 臓器移植対策及び骨髄移植対策

(1) 臓器移植対策

平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」において、移植医療に関して国民の理解を深めるために、必要な措置を講ずることが、国とともに地方公共団体の責務となった。

このため、臓器提供に関する意思表示カードについて市町村や各種イベント会場への設置等で普及啓発に取り組むとともに、平成11年度から青森県臓器移植コーディネーターを設置し、医療従事者や県民への普及啓発及び関係機関との連絡調整を行っている。

県内の腎臓移植希望者は、平成26年3月末現在で114人であるが、平成14年1月に腎臓レシピエント（移植希望者）選択基準が見直され、同一県内で提供があった場合その県の移植希望患者が優先されることになった。

このため、臓器移植の環境整備の取り組みとして、平成17年2月より県内の医療機関に院内臓器移植コーディネーターが設置されるなど、現在14医療機関34名のコーディネーターがおり、臓器移植連絡調整体制の強化が図られている。

なお、平成22年1月からは臓器提供の意思表示に併せて親族への優先提供の意思表示が可能となっている。さらに、平成22年7月からは本人の臓器提供の意思が不明の場合でも家族の承諾により臓器提供ができるようになり、また、15才未満の方からの脳死下での臓器提供も可能となった。

(2) 骨髄移植対策

青森県赤十字血液センターと連携し、骨髄移植について啓発普及を図り、骨髄提供希望者の登録受付業務を実施しており、その窓口は、3カ所の献血ルームと献血バスである。

また、骨髄ドナー登録において、登録希望者の受付、意思の確認その他必要な事項を説明する要員として、（公財）骨髄移植推進財団から委嘱されている骨髄バンク登録説明員が献血並行骨髄ドナー登録会等で活躍している。

本県における骨髄提供希望登録者数は、平成26年4月末現在で5,670人であり、登録患者は累計で231人となっている。